

---

プロジェクト	<b>金融資産の減損に関する会計基準の開発</b>
項目	<b>ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から聞かれた意見への対応</b>

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から聞かれた意見のうち、これまで審議を行った論点（債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定並びに満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い）以外の論点に関して ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. これまでの経緯

2. 第 221 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 25 日開催）では、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者からステップ 4 において検討するとした次の論点に関する ASBJ 事務局の分析及び提案に関する見解及びご意見を伺った。  
また、第 529 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 16 日開催）では、第 221 回金融商品専門委員会におけるステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者への意見聴取について報告を行うとともに、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者にオブザーバーとして出席いただき、質疑応答を行った。
  - (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定
  - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
  - (3) 実効金利法に関連する論点（含む、金融商品の測定に関する論点）
  - (4) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い
3. 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）及び第 223 回金融商品専門委員会（2024 年 8 月 8 日開催）では、前項(4)に関して事務局による追加的な分析及び再提案をお示しした。また、第 532 回企業会計基準委員会（2024 年 9 月 3 日開

催)及び第224回金融商品専門委員会(2024年8月22日開催)では前項(1)に関して事務局による追加的な分析及び再提案をお示しした。

4. 本資料では、本資料第2項(2)(3)及びその他の論点に関して、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者から聞かれた意見を踏まえ、ASBJ事務局の分析及び提案をお示しする。

### III. ASBJ事務局による分析及び提案

#### 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

##### (ASBJ事務局の分析)

5. 第519回企業会計基準委員会(2024年2月5日開催)及び第211回金融商品専門委員会(2024年1月29日開催)(以下「第519回企業会計基準委員会等」という。)では、複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関して、ステップ4では「実務負担に配慮」する観点から次のとおり取り扱うことを提案した。
  - (1) 最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係(linear relationship)があると予想されるとみなし、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ(予想信用損失が発生することを前提とする)のみを考慮することを認める。
  - (2) また、(1)を適用した場合の予想信用損失が明らかに実態と異なると企業が判断する場合、オーバーレイ調整が行われる可能性があることを結論の背景において明確にする。
6. 前項の提案について、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者より、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することは実務負担に配慮したものであることから提案に賛同するという意見が聞かれた。
7. また、前項の賛同する意見のほか、次の意見が聞かれた。
  - (1) 予想信用損失の算定に用いるパラメータとマクロ経済指標との相関の問題等により合理的な将来予測モデルが構築できない場合に備え、将来予測の考慮方法について引き続き検討いただき、許容可能な内容をお示しいただきたい。

- (2) 将来予測シナリオにおける損失率や予想信用損失の推計には、実務上の課題が多いと思われることから、補足文書や実務指針等においてシナリオ作成に関する具体的な考え方や参考事例を示していただきたい。
8. 前項の意見に関して、今回の減損プロジェクトにおいては IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）をベースとして原則主義に基づいて基準開発を進める方針としており、実務上のすべての懸念に対応するように会計基準等において将来予測情報を反映する方法を示すことは難しいと考えられ、実務上の対応については利害関係者のそれぞれの立場に応じて検討が進められるべきものと考えられる。
9. しかしながら、会計基準設定主体として対応するものとして、補足文書において可能な範囲で具体的な考え方や参考事例を示すことが考えられる。このため、補足文書の文案の検討を行う際に、将来予測シナリオにおける将来予測の考慮方法についてどの程度示すことができるか議論することが考えられる。

**(ASBJ 事務局の提案)**

10. 補足文書の文案を検討する際に、将来予測シナリオにおける将来予測の考慮方法についてどの程度示すことができるか議論を行う。

**実効金利法に関連する論点****(ASBJ 事務局の分析)**

11. 第 519 回企業会計基準委員会等では、債権（購入された債権を除く。）における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代えて約定金利を用いることができるとするオプションを設けること等<sup>1</sup>を提案した。
12. 前項の提案について、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者からは、現行の金融商品等会計基準等における取扱いを踏襲し、結果的に現行の実務と同じとなるオプションが設けられていることから、提案に賛同するという意見が聞かれた。
13. また、前項のほか、次の意見が聞かれた。

(1) 引当における貨幣の時間価値の考慮については、現行にない概念であり、具体

---

<sup>1</sup> 実効金利法に関連する論点について、ステップ 4 における取扱いとしてこれまでに提案した内容の詳細については別紙 1 を参照。

的な実務対応が不明である。

14. この点、現行の金融商品会計基準等<sup>2</sup>では、貸倒見積高の算定にあたりキャッシュ・フロー見積法を用いる場合以外には、貨幣の時間価値を考慮した貸倒見積高の算定に関する定めは置かれていないものの、貨幣の時間価値という概念自体は明確なものであると考えられる。また、貨幣の時間価値の反映の具体的な方法は、企業の状況に応じて実務において検討されるべきものであり、必ずしも会計基準等において示すものではないと考えられる。
15. このため、貨幣の時間価値の考慮に関して、ステップ4において追加の対応は不要と考える。

#### **(ASBJ 事務局の提案)**

16. 貨幣の時間価値の考慮に関して、ステップ4における追加の対応は不要と考える。

### **その他の論点**

#### **(ASBJ 事務局の分析)**

17. 本資料第2項の4つの論点のほか、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者より次の論点について実務に配慮した検討をお願いしたいという意見が聞かれた。
  - (1) 直接償却の取扱い
  - (2) 金融保証契約への引当
  - (3) ローン・コミットメントへの引当
18. また、引当金の考え方について、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者より、債務者の破綻等による最終的な会計上の貸出金の毀損に対して引当金を計上する現行の考え方は変わらないという理解でよいか、という意見が聞かれた。
19. 次項以降では、本資料第17項及び前項の論点について、それぞれ分析を行う。

---

<sup>2</sup> 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」及び移管指針第12号「金融商品会計に関するQ&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

### 直接償却の取扱いについて

20. 第 501 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 16 日開催）及び第 199 回金融商品専門委員会（2023 年 4 月 27 日）では、ステップ 2 における直接償却の取扱いについて、次のとおり分析を行い、直接償却に関する IFRS 第 9 号の定めと直接償却の方針に関する開示に係る IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の定めをあわせて取り入れることを提案した<sup>3</sup>。

- (1) IFRS 第 9 号では、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合に金融資産の直接償却を行うことを要求しているが、合理的な予想を有しているかどうかに関する詳細なガイダンスは提供されていない。そのような状況を踏まえて、IFRS 第 7 号では、企業の直接償却の方針（回収の合理的な見込みがないという兆候及び直接償却したが依然として履行強制活動の対象とする金融商品に係る方針に関する情報を含む）の開示が要求されている。
- (2) 金融商品会計基準等では、貸倒引当金の対象となる債権について回収可能性がほとんどないと判断された場合に直接償却を行うことを要求している。また、回収可能性がほとんどないと判断されるかどうかに関する詳細なガイダンスは設けておらず、直接償却を行うか否かの判断については、各社において個々の状況や直接償却に関する一定の方針等を踏まえて決定されていると考えられる。
- (3) 直接償却を行う時点について、IFRS 第 9 号と金融商品会計基準等において同一の文言ではないものの、いずれにおいても直接償却を行う時点に関する詳細なガイダンスは設けられておらず、各社において個々の状況や直接償却に関する一定の方針等を踏まえて判断されていると考えられる。このため、IFRS 第 9 号の定めを日本基準に取り入れたとしても、企業の判断によっては、直接償却を行う時点についての現行の実務や直接償却に関する方針が大きく変わらない可能性があると考えられる。

21. 前項(3)について、ステップ 2 とステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関において現行実務に大きな差異はないと考えられることから、ステップ 4 においてステップ 2 と異なる定めを設ける必要はないと考えられる。

---

<sup>3</sup> 直接償却に関する IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の定めについては別紙 2 を参照。

### 金融保証契約への引当について

22. 第 491 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 21 日）及び第 190 回金融商品専門委員会（2022 年 11 月 2 日開催）（以下「第 491 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 3 において金融保証契約について、次のとおり分析を行い、IFRS 第 9 号の定めを取り入れ、予想信用損失の適用対象とすることを提案した。
- (1) 現行の銀行等金融機関における実務では、銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）及び保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）別紙様式の定めに従い、保証額を貸借対照表の資産及び負債に「支払承諾見返」勘定及び「支払承諾」勘定として両建てで表示している。また、旧金融検査マニュアルにおいて、「支払承諾見返」勘定が自己査定の対象とされていたことから、銀行等金融機関の実務では、通常、債務者区分に基づき評価性引当金として貸倒引当金が計上されていると考えられる。
  - (2) (1) のとおり、現行の実務上すでに金融保証契約について貸付金と同様の信用リスク管理及び貸倒引当金の計上が行われていると考えられることから、金融保証契約を予想信用損失の適用対象とすることは実務上可能であると考えられる。
23. また、IFRS 第 9 号では、損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除したいずれか高い額（通常は、前受保証料の残高となる。）で測定することが求められていることについて、第 491 回企業会計基準委員会等において、金融保証契約の残高と予想信用損失を比較することに関して、銀行等金融機関は前受保証料の残高と貸倒引当金を別個のシステムで管理していることから、両者のデータを一対一で対応させて紐付けることは実務上困難であるという意見が聞かれた。
24. 前項の意見を踏まえ、第 495 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 7 日開催）及び第 194 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 31 日開催）では、ステップ 3 における金融保証契約の発行者の会計処理として、次のとおり対応することを提案した。
- (1) 今回の金融資産の減損に関する会計基準の開発のプロジェクトにおける対応の一環として IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義を取り入れる。
  - (2) 金融保証契約の契約当初に公正価値で認識するとする IFRS 第 9 号の定めを取り入れる。
  - (3) IFRS 第 9 号の損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高い額で測定する定めを取り入れつつ、会計方針の選択と

して金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができることとする。

25. ステップ4を採用することが見込まれる金融機関においても、本資料第22項と同様に現行の実務上すでに金融保証契約について貸付金と同様の信用リスク管理及び貸倒引当金の計上が行われていると考えられ、ステップ2を採用することが見込まれる金融機関と現行実務に大きな差異はないと考えられる。また、前項(3)のとおり、会計方針の選択として金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができることから、実務負担にも配慮されているものと考えられる。
26. 以上を踏まえ、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関においても実務上対応は可能であると考えられることから、ステップ4においてステップ2/3と異なる定めを設ける必要はないと考えられる。<sup>4</sup>

#### ローン・コミットメントへの引当について

27. 第492回企業会計基準委員会（2022年12月6日開催）及び第191回金融商品専門委員会（2022年12月1日開催）では、ステップ3においてローン・コミットメントについて、次のとおり分析を行い、IFRS第9号の定めを取り入れ、予想信用損失の適用対象とすることを提案した。

- (1) 現行の金融商品会計基準等では、貸倒引当金の設定対象は債権とされ、ローン・コミットメントについては明確に定められていない（金融商品会計基準第14項）。一方で、銀行等金融機関においては、旧金融検査マニュアルにおいて、信用リスクの管理上、ローン・コミットメントなどのオフバランス項目についても原則として自己査定を行い、債権と同様の方法により分類したうえで、発生の可能性が高い将来の偶発損失等を有する場合には、合理的に見積もられた将来負担すると見込まれる額を損失見込額としてその他の偶発損失引当金として計上することを要求していることから、実務上、引当金を設定する実務も存在すると考えられる。
- (2) 銀行等金融機関では(1)のとおり自己査定の対象とされていることに加えて、自己資本比率規制においても、信用リスク・エクスポージャーの対象とされ、引出済の貸付金と合わせて信用リスク管理がなされている。
- (3) 上記(1)及び(2)を踏まえると、同一の債務者について既に保持している引出済

---

<sup>4</sup> 金融保証契約に対する SICR の判定については、ステップ4における SICR の判定の議論の結果定めることとした判定方法と同様の方法を採用することが考えられる。

の貸付金に関するデータを利用することが可能と考えられ、したがって、予想信用損失の測定にあたっては同一の債務者の引出済の貸付金に関するデータや算定モデルを利用することが可能と考えられる。

(4) 一方、ローン・コミットメントの引出率の見積りなどの追加的な実務負荷が生じる可能性があるものの、自己資本比率規制上のデータを基礎とすることや過去の信用枠の引出実績のデータに基づき見積りが可能な状況も考えられることから、必ずしも実務上困難とまでは言えない可能性があると考えられる。

28. ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関においても、前項と同様にローン・コミットメントについて貸付金と同様の信用リスク管理が行われていると考えられ、ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関と現行実務に大きな差異はないと考えられる。
29. 以上を踏まえ、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関においても実務上対応は可能であると考えられることから、ステップ 4 においてステップ 2/3 と異なる定めを設ける必要はないと考えられる。<sup>5</sup>

#### 引当金の考え方について

30. 本資料第 18 項のとおり、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者より、債務者の破綻等による最終的な会計上の貸出金の毀損に対して引当金を計上する現行の考え方は変わらないという理解でよいか、という意見が聞かれた。
31. この点、IFRS 第 9 号では信用損失を「契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フロー不足）を、当初の実効金利（又は、購入又は組成した信用減損金融資産については、信用調整後の実効金利）で割り引いたもの」と定義している。（IFRS 第 9 号付録 A）
32. ここで、ステップ 2 とステップ 4 とで異なる定義とすることは適切でないと考えられることから、ステップ 4 においても前項の信用損失の定義を取り入れることが考えられる。

#### **(ASBJ 事務局からの提案)**

33. 次の論点について、ステップ 4 においてステップ 2/3 と異なる定めを設ける必要は

---

<sup>5</sup> ローン・コミットメントに対する SICR の判定については、ステップ 4 における SICR の判定の議論の結果定めることとした判定方法と同様の方法を採用することが考えられる。

ないと考えられる。

- (1) 直接償却の取扱い
- (2) 金融保証契約への引当
- (3) ローン・コミットメントへの引当

**ディスカッション・ポイント**

本資料第5項から第33項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

**別紙1 実効金利法に関連する論点**

1. 実効金利法に関連する論点について、ステップ4における取扱いとしてこれまでに提案した内容は次のとおりである。

実効金利法に関連する論点
<p><b>引当における貨幣の時間価値の考慮及びIFRS第9号の実効金利法による償却原価の採用</b></p> <p>(1) 債権（購入された債権を除く。）における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代えて約定金利を用いることができるとするオプションを設ける。</p> <p>(2) 上記(1)のオプションを適用した場合、貸付金に関連する手数料は金利と切り離し、手数料の性質に基づき、履行義務の充足パターン（一時点又は一定の期間）に沿って収益を認識することを会計基準で定めたいと、次の内容を例示として結論の背景に記載する。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 契約締結に係る諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する。</p> <p style="margin-left: 2em;">② 一定期間にわたり提供される役務に対応する手数料又は貸付金の金利水準を調整する手数料については、契約期間等にわたり収益を認識する。</p> <p style="margin-left: 2em;">また、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理できると考えられる旨を結論の背景（又は基準本文）に記載する。</p>
信用減損金融資産に係る利息収益の認識
<p>(1) 現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、次のオプションを認める。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">② 前期以前に認識した未収利息相当額については、原則として減損損失又は貸倒引当金の目的使用として会計処理することとしつつ、多数の債権を有し、継続的に信用減損金融資産が発生することが避けられず、原則的な取扱いを適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として会計処理する。</p> <p style="margin-left: 2em;">③ 未収利息及び対応する利息収益を不計上とした後の入金に関して、不計上とした未収利息相当額の全部又は一部に対する入金であることが明らかな場合に</p>

は、当該入金額を受取利息に含めて会計処理する。

**償却原価の償却方法及びPOCIの取扱い**

- (1) 購入した債権等に関して、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設ける。
- (2) POCIについては、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、「契約上、元金の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合」に定額法を適用するオプションを設ける。

以 上

**別紙2 直接償却に関する IFRS 第9号及び IFRS 第7号の定め**

1. IFRS 第9号は、償却原価測定のセクションにおいて、直接償却について次のとおり定めている。

**直接償却****IFRS 第9号第5.4.4項**

企業は、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しなければならない。直接償却は、認識の中止につながる事象となる（B3.2.16項(r)参照）。

**IFRS 第9号B5.4.9項**

直接償却は、金融資産全体に関連している場合もあれば、一部に関連している場合もある。例えば、企業がある金融資産に係る担保の実行を計画していて、その担保から回収できるのは当該金融資産の30%程度と予想している。企業が当該金融資産からそれ以上のキャッシュ・フローを回収する合理的な見込みがない場合には、当該金融資産の残りの70%を直接償却すべきである。

2. 国際会計基準審議会（IASB）は、直接償却と予想信用損失との関係について次のとおり説明している。

**IFRS 第9号BC5.81項**

IASBの考えでは、「直接償却」の定義は、IFRS第9号の範囲に含まれる金融商品の総額での帳簿価額を忠実に表現するために必要である。また、この定義は、予想信用損失に関して新たに導入された開示要求のためにも必要である。（後略）

3. また、IFRS 第7号では、企業の直接償却の方針について次のとおり定めている。

**IFRS 第7号第35F項（抜粋）**

企業は、自らの信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するのかを説明しなければならない。この目的を満たすため、企業は財務諸表利用者が以下のことを理解し評価することを可能にする情報を開示しなければならない。

(e) 企業の直接償却の方針（回収の合理的な見込みがないという兆候及び直接償却したが依然として履行強制活動の対象とする金融商品に係る方針に関する情報を含む）

以 上